

結婚制度肯定論の批判的検討

——望月嵩氏の伊田批判に対する反論

伊田 広行

目次

はじめに

- 1 社会的に承認された異性間の性関係だけを認めるべきなのか？
- 2 結婚は継続しなければいけないといえるか？
- 3 義務を受け入れろ、ルールを守れというが、そうなのか？
- 4 結婚だけが全人格的關係として特権化されるのか？
- 5 家族を1単位としたままでいいのか？——シングル単位論批判への反批判

おわりに

キーワード：継続性，全人格的關係，結婚強制構造，シングル，理念型

はじめに

日本家族社会学会の2002年9月のシンポジウム「現代社会における結婚の意味とは何か」とその報告を踏まえた論文¹⁾において、望月嵩^{もちづきたかし}氏は、私のシングル単位論に対する批判や家族をめぐる自説を展開された。これについて批判的に検討することは、家族論のいくつかの論点の整理に繋がると同時に、男女平等の主張やシングル単位論への誤解や無理解を解きほぐすいい機会になると考えられるので、以下、望月氏の論考にそって、私の見解を対置していく。

1 社会的に承認された異性間の性関係だけを認めるべきなのか？

望月氏は、結婚や家族には本質的な特質や構造があるとし、そのひとつが①性的秩序を維持するための、社会的に承認された異性間の性関係であるという。つまり愛し合う2人の関係は社会的に承認されなければならない、結婚以外の性関係は正当でない、性は私的なものではない、愛のない快樂の性はダメである、とする。性と生殖が分離した人間は、性的秩序を維持するために、社会的コントロールがいるというので

1) 望月嵩 [2003] 「結婚をどうとらえるか」『家族社会学研究』vol. 14. no 2

ある。そして結婚を通じて性と生殖の分離が再び統合され、親は責任をもって子どもを養育していくという。

一見、こうした常識的論理にうなづく人は多いであろうが、だが、少しでも根本的に考えはじめたなら、なぜこのようなことを決めつけられるのか、という疑問がでてくるのではないだろうか。少なくとも私はそうである。

たとえば、結婚という枠組みがないと、性の秩序は本当に崩れるというのか。結婚していない人は、皆、無責任かつ相手の意思を尊重せずにセックスをしまくったり、レイプしたりするのであろうか。結婚していない人でも、一人だけを愛し、一人だけセックスすることは十分ありうる。たとえ複数の人を愛したり、複数の人とセックスする人でも、相手の意思を尊重したり、相手との関係を大事にすることはある。相手との関係の質を抜きに、ただ「やりまくる」ような人は、どんな社会にもいるであろうが、それは結婚制度があるかないかとは無関係であろう。事実、結婚制度がある現在の日本社会でも、性関係において不誠実な人はたくさんいるのではないか。

これを社会全体で考えるなら、結婚制度がなくても、ひとりひとりの生き方のレベルが高まると、性的にむちゃくちゃ（人権侵害的無秩序）になるわけではない。シングル単位論は、そのような一人一人の人権意識の向上を目指して、新しい人間関係を考えているのである。結婚制度がないと無秩序になるなどと決めつけたり、最初から反発しようとするのでなく、心をニュートラルにして、こんな最初の一步の議論から、よく考えぬいていきたいと考えている。

次に、望月氏は性関係は「社会的なもの」等というが、本当に「私的なものでない」といえるか。愛のないセックスはダメといえるのか。複数の人とセックスすることはダメといえるのか。性関係とは何なのか。性関係とそれ以外の人間関係の絶対的区分はどこか。ハグや握手や手をつないで歩くことや見つめあいは、どうなのか。性関係やカップル関係は国家や世間から社会的に承認されなくてはいけないことであろうか。

考えてみれば、誰とセックスするか、愛し合っているかを、別にお上や会社の人や近所の人に届ける必要はないのではないか。必要な範囲で、身近な人たちが「あの二人仲がいいね」と知ればいいだけのこともかもしれない。誰も2人の「本当の関係」を知らなくてもいいのではないかとも思う。そういうこともありうると考えてみていいのではないか。

それに対して、非婚、同棲関係、シングルマザー、非嫡出子、同性間のパートナー関係、独身者、性的少数者などに関する運動で、「法的、社会的な要求」を出すことから、家族に関わる人間関係には「法的・社会的な承認を得ることが必要だ」という

反論がある。望月氏も、スウェーデンの同棲関係（サンボ）が法律結婚とほぼ同等に扱われていることを取り上げて、それは結婚制度がなくなったことではなく、逆に結婚制度を否定できないことのあらわれだという。

だが運動側が求めていることを適切に捉えるならば、同性間パートナー関係を異性愛者並みに「国から承認してもらおう」「認めてもらおう」必要があるのではなく、同性間関係を異性間関係と比べて差別するな、同列に扱えといっているとは理解すべきであろう。非嫡出子も権利として公平に扱われるような登録や記録があるだけであって、親の所有物として「認める」というようなことではない。多様な生き方を公平中立に扱うというルールがあるということである。社会的マイノリティが求めているのは、権利を社会に認めさせるもの、ジャマさせないルール、差別されないルール、どんな生き方を選ぼうとも（他者を侵害しない範囲で）尊重されるルールという意味であって、保守主義者が「夫婦関係は社会的なものであって私的なものではない」という意味での「社会的承認」とはまったく違う。「長いものに巻かれる」のか、少数派を異質なまま認めさせることで、「長いもの」自体（多数派中心の構造）を解体していくのかの違いである。

この点の理解の違いは、次の同性カップルに対する望月氏のかなり「ひどい」意見に如実である。彼は、結婚は子どもの誕生によって親子関係を形成する意味をもってしていると決めつけ、だから生殖機能や母性と父性の両方の原理がそろわないという性質をもっている同性カップルは、結婚として認めてはならないとする。この論理は、今までの秩序を無前提に正しい／存続すべきと決めつけてこそそのものであり、出発点から思考をはじめると、こんな乱暴なことはいえないと思うがどうであろうか。従来の常識なら、「結婚と子どもは繋がっているもの、両親そろってこそ子どもは幸せ」といえるだろう。だがジェンダー論などは、根本的に考えてそういえるのかと、人権を基準に繊細に今までの秩序を見直そうとしているのである。

よく考えてほしい。結婚と子どもを絶対的につなげる必要があろうか。目の前に同性カップルがいて、両人が子どもを育てたいといったとき、子どもを産めないからダメ、両性原理がそろわないとダメということが出来るだろうか。それは目の前の人間の感情を感じようとしない鈍感な姿勢であり、「どうしようもないところ」から人を傷つけるという暴力だと、私なら感じる。

子どもが結婚の必要条件なら、子どもを作らない（作りたくない／作れない）異性カップルも結婚できないということになるが、望月氏はそこまで考えているのか。もちろんそうは言わないだろうから、論理矛盾に陥っているといえるのではないか。結

婚と子どもをつなげて論じるべきではない。

また母性原理とは何か。ジェンダー論の基礎を少しでも勉強すれば、女性が「いくしみ、はぐくむ働きかけ」という母性原理をもっていると決めつけることの無根拠性が分かる。男性原理にしても同じである。もし説明の便宜上、「男性原理／母性原理」という言葉を使うとしても、どんな人にも両方の原理がある（両性具有的）と同時に、同性でも個人差があるのであり、したがって、ひとり親でも、同性カップルでも、子どもを育てられるし、親のいない子どもでも適切に育つ可能性があるというべきである。

ある女性が、結婚したくない、あるいは恋人はほしくない（できない）けれど、子どもがほしいというとき、精子バンクから精子を得て子どもをもつことを、私は批判できない。その親、その欲望を身勝手といえるだろうか。そうして生まれた子どもは不幸になると決めつけられるであろうか。金持ちになりたい、美人になりたいという欲望をもっている人がたくさんいる中で、望月氏は、他者のどの欲望に、どのような立場で、批判したり、認めたりする権利をもっているというのか。

そういう水準で、シングル単位論は展開されている。思考をはじめない「常識」レベルでとどまりつつ、その地平から、シングル単位論や男女平等論を批判できているとみなすことは止めてほしい。

2 結婚は継続しなければいけないといえるか？

望月氏の、結婚により形成される夫婦関係の第2の本質的特徴は、子育てをするために安易に解消してはならない継続的關係であるというものである。

もちろん、私も子どもを育てようと思う限り、親が責任をもつべきは当然と考えている。しかしそのことと、離婚への否定的見解にまで論理を拡大することとは区別されなくてはならないのではないか。

望月氏は「子どもの犠牲になる必要はない」というのは親の自己中心主義だという論理で、結婚批判派を批判するが、一体誰の主張を念頭にそのような意見を言うのか。少なくともシングル単位論は、望月氏が思い描くような極端な無責任なエゴイズムの姿勢を正当化するものではない。

その上で確認しておきたいが、「親は子どもの犠牲にならなくてはならない」といえるであろうか。責任はあるが、親は子どもの犠牲になる必要もないし、また子どもも親の犠牲になる必要はないのではないのか。自分を尊重しつつ、他者の権利を侵害しない関係をこそ目指しているのであって、親か子どもか、どちらが犠牲になるかではない。だが望月氏は、「子どもの誕生と養育を安定した環境で実現するためには、

夫婦関係を継続的に維持することが必要」と述べ、まるで子どもを産んだら離婚してはいけない、離婚したら無責任であるといわんばかりの主張を行う。自分を大事にする主張を身勝手かのように描く。だが子どもに必要な適正な環境と、親の離婚は区別して考えるべきである。大事なことは、子どもの豊かな成長を保障する環境を整えると同時に、必要ならば親も離婚できる状況にすること²⁾ではないのか。だが氏にはそのような現実的かつ柔軟な発想がない。

詳しくは拙著と重複するので展開しないが、離婚が日本で年間29万組もあり毎年増加している現在、離婚はあるものとして、それでも親子関係がうまくいくように、離婚した親から養育費を国がちゃんと取り立てる制度や、親権をめぐって争うのではなく、両親が親権をもって離婚後も親として関わりつづけるなどの社会的サポート体制を整えることが必要なのである。

また望月氏は結婚制度は「父親の確定」、子どもの養育責任者の特定であるとして、この点からも結婚制度は必要であると主張する。だが結婚制度をなくしても、子どもの出生のときに、親（養育責任者）を認知などによって確定することはできる。ひとり親でもいいであろう。さらに望月氏の議論には、社会的に子どもを育てる、親だけに責任を負わせない、子どもは親の所有物ではないというシングル単位感覚があまりに感じられない。皆で子どもの幸福を願うとき、結婚制度よりも、保育制度、学校制度などの充実が目が行くであろうが、望月氏の主張には、家族に責任を負担させる従来の社会を変革していこうとする志向があまり感じられない。

同棲関係は「結婚よりも、自己の満足感に応じて、法的手続きをとらずに簡単に、パートナー関係を形成したり、解消したりすることができる」ことをメリットとしているので、継続性をもっているべき結婚と継続性を軽視している同棲とを同じように扱うこと、すなわち同棲関係を事実上結婚と同じようなものと認めさせることに対して、望月氏は反対する。だが、勝手に「結婚には継続性が不可欠」と決め付けて、同棲との区別（差別）を正当化するのは本末転倒した発想ではないか。結婚にも離婚があるし、同棲関係にも誠実なものもある。同棲関係の権利向上に反対するのは、差別をもって結婚制度に入っているものだけに特権を認めるという古い秩序維持発想ではないか。

望月氏は特にこの点で、やはり子どもの問題を持ち出す。論理的思考の為には、結婚と子どもを切断すべきことは先に述べたが、ここでは彼の論理にそって考えてみよ

2) スウェーデンのような、6ヶ月の別居といった実態があれば、一方の意思によって離婚が認められる破綻主義の導入がそのひとつである。この点に関して、日本では民法改正が遅々としてすすんでいない。

う。望月氏は、「嫡出子」(婚内子)と「非嫡出子」(婚外子)³⁾に対する差別があることに対して、子どもに責任はなく、その点で「婚外子」差別規定をなくすことにも一定の理解を示すが、親には責任があるという(同棲カップルの権利擁護にはあくまで消極的である)。

だがそうであろうか。親は結婚外の関係で子どもを産んだことに対して責任を問われるべきなのか。それは何の責任か。子どもが親の生き方で差別されてはならないことはもちろんだが、スウェーデンのサンボ法(同棲関係の権利を擁護した法)は、同棲カップル自体の権利を認めていることは明らかではないのか。だから同棲関係の中に同性間の関係も含んでいる。子どもとは別に、同棲関係の間での遺産相続などのルールを定めている。子どものことだけを考えているのではない。同棲を悪いことと見なしていないのである。差別によって結婚関係を優遇しようとすることを反省し、多様な生き方に中立的にしたのである。親が結婚外で子どもを産んだことに、どうして何か悪いことをしたとか、恥とか、悪い意味での責任などを感じなくてはならないのか。子どもを産んだ後に適切な愛情をもって育てれば、結婚しているかいないかは関係がないはずである。だが望月氏はそれを認めず、サンボ法を同性カップルの権利擁護とみることにあくまで反対する。これは自分のイデオロギーゆえに客観的な思考と認識をゆがめているということではないのか。

また、望月氏は、この婚外子と親の責任の議論に続けて、「児童虐待の多発」と「離婚の増加」が「親としての責任の自覚の欠如」の問題であると展開する。これは一体どういうことか。なぜここにこのような議論が続くのか。なんとという論理の飛躍であろうか。「児童虐待の多発」には、適切な親教育や被害者支援・保護などの具体策があるのであって、離婚や同棲関係と結び付けて親の責任一般にするのは、味噌もクソもいっしょにして自分の気分を暴発させているに過ぎない。繰り返すが、子どもに責任をもって関わることと、離婚は別ものである。ここを論理的に考えようとする謙虚な姿勢をまずもったうえで、議論に臨んでいただきたい。

3 義務を受け入れろ、ルールを守れというが、そうなのか？

次に望月氏は、結婚とは、夫・妻役割・性別分業を遂行し、扶養の義務(権利)、貞操の義務(権利)などがある権利・義務関係である、とする。扶養と貞操の権利・義務関係によって、「不安定な夫婦関係をより強固な結びつきとして継続性を担保している」という。これもジェンダーを根源的に考えない従来の常識レベルでならわか

3) 古い家制度の名残をもっている「嫡出」という表現自体に問題があることは明白であるが、ここでは現状問題を示すために、あえてこのままの表現で記述しておく。

りやすい話である。結婚したらいろいろな保護や権利がもらえる代わりに、義務も守りなさいよ、そうすれば安定するよというのである。

たとえば学生に「なぜ結婚したいのか」と問うたとき、答えのひとつには「経済的にラクになる、働かなくていい、家事をしなくていい、玉の輿に乗りたいたから」というような「扶養される、家事をしてもらえるから」というものがあるし、また、「好きな人を他の人に奪われないようにするため、絆を強くする道具」という「貞操、関係の2者排他性保障」というものもある。

だが、根源的に考えるならこうした常識には疑問が多数湧いてくる。学生の一部も、このように要因を挙げる作業を通じて、その後、そのような自分の結婚したいという願望は、なんなのか、正当なのか、結婚しなくては得られないものか、そこに自由の制限（抑圧）が生じないか、と考えていく。扶養と貞操の権利・義務関係によって、「不安定な夫婦関係をより強固な結びつきとする」というが、なぜ扶養と貞操の義務規定がないと2人の関係は不安定になるのだろうか。不安定な関係を法律の権利・義務で強固な関係にするという聞こえはいいが、それはヤクザが血の儀式で兄弟関係を誓い、裏切ったら殺すぞというのと似てはいないか。

そうした扶養の義務（強制力）がなくても助け合えないものか。そうした扶養の義務がなくて、各人が自立したうえでの仲のいい関係というものはないのか。扶養されるというのは、屈辱的な面があるのではないのか。特に歴史的には女性が扶養される役割として弱者化されてきたことをどう考えるのか。経済力格差が夫婦関係の権力関係に繋がっていた問題をどう考えるのか。女性も働き、男女平等賃金るとき、愛し合う2人に扶養義務を国家が強制する必要があるのか。

貞操義務についても同じである。愛し合う2人に、どうして国家が貞操を守れとか、夫婦ならセックスに応じよなどと強制するのか。相手を大事にしていればいいだけのことであり、誰とどのような性関係をもつかは当人たちが自分で決められる。法律があるから第3者とセックスをしない、法的義務がなくなればみだりに不誠実な性関係をもち、パートナーなり友人を大切にしないというような、低レベルでしか人間を見れないなら、なにを目指しての議論かということになる。浮気はいけない、他の人を好きになってはいけないと強制されないと不安定になる関係とは、なんと不安定なのだろうか。私たちは現状にとどまらず、何らかの高みを目指しているのではないのか。

あるいは、人間関係とはそうした不安定なものだということかもしれない。ならば、そうしたものと認めて、無理に貞操義務を課することをやめればいいではないか。そこから、より高いレベルの関係を目指していけばいいのであって、現状のバランスだけが唯一の対応策ではない。

夫や恋人のDV概念、デートレイプ概念などは、セックスをしたくないときには、夫婦や恋人といえども応じる必要はない、ということを教えている。古い法律は人権運動の最先端に追いついていない。

望月氏は、この議論のあとに「失樂園」や不倫・夫婦交換の話をもってきて、これに対抗するには貞操の権利・義務を守るということが大事だという。男女平等を「男並みに不倫すること」と理解するのはダメだという。私はこれを読んで、こんなレベルの例で考えているのかと思った。これは道徳的お説教の発想ではないか。「失樂園」や不倫・夫婦交換等は、したい人はすればいいし、お説教をいくらしても変わらないだろう。他人や国家がどうこういうべき問題であろうか。「失樂園」や不倫というのは、むしろ今の結婚制度を裏側から支えている文化ではないのか。それに対抗するためにも、シングル单位的な新しい人間関係を追求すべきではないのか。

また、「男女平等を男並みに不倫することと理解している」という例を持ち出されているが、そのような事を主張している人は、一体どこにいるのか。男女平等論が嫌いな人が勝手に妄想しているとしか思えない。この女性の不倫の話の後で、「女性の地位向上の考え方の中に、男性と同様になるといったニュアンス」があるといって批判するが、ここにも不倫という特殊な一現象面で、男女平等論を一刀両断に切り捨てるという乱暴な議論の運び方がある。フェミニズム（ジェンダー・フリーの議論）は、ある面では「男性と同様になる（同等の権利をもつ）」ということをもとに正当に求めているが、ある面では、今の性別秩序の中でジェンダー化された男性と同じになることなど求めている。ここもフェミニズム・バッシングでよく追求される論点であるが、まともなフェミニズム（男女平等論）は単純に「男子と同じなら何でもよい」などとは全くいっていない。シングル単位論は、男並みを求めるのではなく、家族単位の表出形態でしかない男性の働き方・生き方自体を批判する。女性が男性並みになるのではなく、また、男性が女性になることでなく、男性も女性も「シングル」になることを求めているのである。そこを全く理解していない批判を出されるということに私は違和感を覚える。低レベルの「批判」をして溜飲を下げるのではなく、丁寧に相手の主張の深さを受け止めて議論をしたいものである。

それに対しシングル単位論が考えているのは、もっと高いレベルの人間関係の話である。「高いレベル」とは、誰かから怒られたり、罰せられたり、説教されたり、世間や他人の目で抑えられるというのではなく、自分の内部の価値基準で、自分に恥じない生き方として、そして他者への誠実な向き合い方としてどうするかというレベルという意味である。

続いて望月氏は、扶養の権利・義務関係に関して、男性だけでなく女性も夫を扶養する義務があるとして、「経済的に自立しているからといって、相手が生活に困窮していても関係ないとはいえない」という。だがこれも一体誰のどのような意見を念頭に述べているのか分からない。親しい人が生活に困窮していたら助けるのは当然だろう。それは扶養義務をなくす話や結婚制度をどうするかという話とは関係ない。そんなことは強制されるからやることではない。親しいものが助け合うことと、夫婦各自の経済的自立が重要ということは別問題である。氏は家族単位で考え、夫婦が支えあうことばかりを強調し、各人の経済的自立を相対的に軽視しているが、そのことの問題性に無自覚である。これでは女性の低賃金問題（均等待遇、同一価値労働同一賃金、間接差別に関する問題）を本気で解決する意思と具体策はでてこないであろう。夫が妻を養えば問題がなくなるのではなく、夫婦の扶養義務がなくとも生きていけるような制度的変革、すなわちシングル単位化があるのである。

夫婦別姓にしても、誰も別姓にしさえすれば男女平等が実現するなどとは述べていないと思うが、望月氏は結婚後の姓をどうするかを夫婦間で十分に協議ができていないことが問題だと述べて、別姓自体が重要でないかのように論理を展開する。だが、氏は、自分が家族単位発想のままであることを自覚してはいない。シングル単位論では、夫婦が十分な協議の上で、女性の名字を選ぶ夫婦が増えることを目指しているのではなく、各人が望めば自分の姓をもてるということを尊重するのである。

さらに望月氏は、話を「社会制度（結婚制度）を個人の自由の束縛と捉えるのは間違い」という一般論につなげていく。社会を成り立たせるためにはルールがいる、各人の行為には責任が伴うという一般論を展開して、結婚制度批判はそうしたルールを守るという義務を放棄する無責任な議論だといいたいようだ。だがこれも、これまでの議論と同じく、自己の価値観を疑わず、フェミニズムを矮小化した上での批判に過ぎない。

ルールは常にそれが必要なものか、正当なものか、改正するとすればどのように変えるべきか、検討される必要がある。「悪法も法である」として守ればいいというわけではない。日本社会の諸問題の原因を「基本的なルールを守れないこと」に帰するのはあまりに単純な考え方ではないか。それは望月氏自身がいう「なにが、どのように不都合であり、それを解決するにはどうしたらよいか慎重に検討する必要がある」という姿勢と矛盾するものである。シングル単位論は、現実可能な北欧型の個人単位制度への変革を提起している。その一つ一つの具体的制度に賛成か反対か、対案は何かを議論すべきであって、「ルールを守れ」ということではなからう。

4 結婚だけが全人格的關係として特権化されるのか？

第4点目として、望月氏は、結婚とは、何らかの目的を達成させるための「手段的關係」でなく、その人との結びつきそれ自体が価値である「表出的關係」の要素の強い關係であり、相手を「他をもっては替えがたいもの」として選びあった全人格的關係であるとする。つまり、簡単に相手を替えることが許されない素晴らしい關係だということだ。

だが、「表出的關係」の面が強いというが、それも場合によるのではないか。氏自身、扶養と貞操の義務を強調したように、生活のためとか、他の人に奪われないためといった手段的な面もある。結婚が、税制度上の優遇、世間体がよいなどといった、目的達成の手段となっていることはいくらでもある。それほど素晴らしい「表出的關係」なら扶養義務とか制度上の優遇（結婚以外の關係への差別）など作らなければいけないのと思う私は、ひねくれ者だろうか。「それ自体が価値ある關係」を大切にしたいという思いは、私にも十分あるからこそ、私は〈スピリチュアリティ〉やスロー的価値を唱えている。

また結婚だけが「全人格的關係」、「表出的關係」と言えるだろうか。お互い、「他をもっては替えがたい存在」「その人との結びつきそれ自体が価値ある關係」は、親も、友人も、先生も同じであろう。誰一人、同じ人はいないのである。深い關係を作れば、結婚以外の關係でも十分、「全人格的關係」「表出的關係」になる。逆にいくら結婚という形式を踏んでも、「全人格的關係」「表出的關係」ではない夫婦もいくらでもある。

いや、そうした友人との關係は部分的關係だというなら、結婚でも同じことが言えるであろう。愛してるよと言い、セックスし、結婚をしたからといって、その質が深くなるとは限らない。ラブラブ關係の二人がのぼせ上がっているだけのことがあるように、結婚という形式は、その關係の質の深さを保障しない。それとも「なんの媒介も必要としない直接的關係」というところに、セックスでの結合をイメージし、自他融合のイメージ、何もかも分かり合える一心同体のイメージ、すなわち「共同体＝単位」の快樂というイメージを重ねているとすれば、それはロマン主義に過ぎないといえよう。事實は、セックスしても結婚しても、それ自体では「何もかも分かり合える単位となる」というようなことはないし、「全人格的、直接的な強固な關係」などとはいえない。

次に望月氏は、不思議なことにソヴィエト連邦の結婚制度改革の経験の話を持ち出

し、性の放縦などの失敗をもたらしたという認識をふまえて、その結果、結婚を経済的にみるのではなく、人間の持つ複雑な精神力などと結びつけて結婚・家族制度の普遍性が証明されたとみるべきという。

私は氏のこの主張を読んでいて、なぜ今さらこのような古臭い話を持ち出したのかと考えた。どうも望月氏は、結婚制度批判論やシングル単位論と、ソヴィエトの実験が同類のようなものに見え、しかも歴史的に「それは失敗との答えが出た」と考えたらしい。だが、それはあまりに乱暴な論理展開である。歴史の総括は一つ一つを丁寧に掲げるべきで、1994年にソヴィエトで事実婚保護が廃止されたことでは、私のシングル単位論は何ら揺るがない。非嫡出子差別をなくしたことは今でも正しかったのではないのか。「性の放縦」ということで「理念はもろくも崩れ去った」と言えるのか。有名なコロンタイの「性関係は一杯の水を飲むことと同じ」という考えを、この程度の論議で全否定する根拠もわからない。

もちろん私も人間関係を経済的関係に単純化することには反対である。人間の持つ複雑な精神力なども大事と考えるからこそ、私は結婚という形式に従属するのでなく、形式を乗り越えて、自尊心のある各人の自己決定を尊重しようとして、新しい関係を模索している。それがシングル単位論（〈スピリチュアル・シングル主義〉）である。相手を矮小化するのでなく、その深い主張の意図を読み取っていただきたいものである。

5 家族を1単位としたままでいいのか？——シングル単位論批判への反批判

「次元の混同」というだけでいいか

最後に望月氏は、私のシングル単位論への直接的批判と疑問の提示を行っている。まず、シングル単位論が、家族単位は「 $0.5+0.5=1$ 」というように個人を半人前扱いしているというのに対し、望月氏は「夫や妻の個人としての1単位と夫婦の組み合わせを1単位とする場合は、……次元が異なっている」のに同列に掲げているという点で誤謬であるという。論文の後の部分でも再び「2者が結合して1単位になるということはそれぞれが欠落者であるという論理は、個人と夫婦の次元の混同だ」と批判する。

この「次元が違う」というのはよくある批判意見なのであるが、これは根源的に考えずに思考停止（その結果、現状の維持に加担）しているときの決り文句である。「誤謬」とまで言われては、望月氏にはせつかく拙著を読んでいただいたのであるが、どうも意味を理解していただかなかったようである、と答えるしかない。

一般論としてはもちろん、家族と個人の次元を区別することが必要なときはある。

しかし家族を単位とする思考や制度があり、その弊害を論理的具体的に考えるという文脈のなかでの話をしているのである。それに対し、シングル単位論の文脈にそって具体的に考えずに、一般論としての「次元の違い」を持ち出して批判した気になられても、それこそ「次元が違うままの対話」になっているというしかない。

拙著を読んでいない方のために簡単に説明しておく、私が「家族単位は $0.5+0.5=1$ として、各人を1人前の主体的個人としていない」というのは、何も抽象的な空論を述べるための議論ではない。たとえば、夫が家族を養う賃金（家族単位発想の賃金）を得ているために、女性の賃金が「補助水準でよい」「男性並みでなくてよい」となって男女賃金格差があるという問題を表している。これに氏はどう答えるのか。それでも夫婦の組みあわせを1単位としていてよいというのか。私の主張の何をもって「誤謬」と決め付けるのか。

同じことはいくらかでも言える。30歳前後になると「まだ結婚しないの」と皆がよくいわれるという事実も、結婚していないのは半人前という一例である。男性の長時間労働という問題も、妻に家のことは任せているために、ILO156号条約がいう家族的責任をはたす主体となっていないという問題である。氏は、「夫婦は1単位」ということで、「まだ結婚しないの」という言説を支えているという責任をどう捉えているのか。男性が家族的責任を果たすには、男性と女性をセット（1単位）で捉えるのではなく、男性個人が仕事も家族的責任も担う主体とならなければならない、つまりシングル単位発想になる必要があるという点についてどう考えるのか。

ことほどさように、氏はいったい何のために、どういう事例のために、シングル単位論を批判して、「夫婦の組み合わせを1単位」とすることを援護しようとするのか。「次元が違う」という言い方で家族単位／シングル単位発想の分析を入り口から排除しようとするのはなぜなのか。夫婦別姓、年金制度における第3号被保険者が保険料を負担しないという問題、DV問題、家庭で男性が家事や育児といった無償の再生産労働をあまりしていない問題、などで、一体、望月氏はどういうスタンスをとられるのか。すべて家族単位の問題であり、家族の次元と個人の次元を統合して考える必要のある問題である。

氏は、「個人としては2人とも素晴らしい人格の持ち主であっても、夫婦としては問題が多いという事実は誰でも経験していることである」という論理で「夫婦と個人の次元は別」で、それゆえ家族単位であってもよい（家族単位を批判するシングル単位論は間違い）という。これでシングル単位論への十分な批判になっているだろうか。この例を用いるなら、夫婦としてその2者に問題があるなら、それは一方の人が自分の夫婦像なり価値観を他方に押し付けているとか、双方のコミュニケーション不足で

誤解に基づいて不満をもっているとかいろいろなケースが考えられるであろう。そうであるなら、各ケースについて個別に論じることはできるが、この例から家族・夫婦という次元と個人という次元を常に切り離すことの正当性が証明されるわけではない。

ここでの想定はAさんとBさんの双方が人格者だというのが、夫婦関係に問題があるとき、その関係に関する限りにおいては、何か問題を抱えているのであるから、双方が人格者などという一般論でもって思考をとめることはできない。私は夫婦関係に問題があるなら、それはその各人の思想、発想、前提、思い込み、無意識、権力や差別や抑圧への鈍感さ、コミュニケーション能力などを問題としていかなべと思う。自分がよかれと思っていながら、知らぬ間に何か問題行動をとっているということはよくある。「普通のいい人」でも嫉妬や抑圧・束縛・干渉といった点で、シングル単位発想からは反省すべき、あるいは乗り越えるべき問題をいっぱい抱えていることは多い⁴⁾。その意味で「人格者」という想定自体に私は違和感を覚える。

個人の次元で考えることを放棄して、夫婦の次元だけで考えるというような切断自体に無理がある。集団独自のダイナミックスという問題を考えるということは、ときには必要であるが、そのことは、各人の思想や態度を問題とすることを排除しない。集団の問題の解決対策として、各人がシングル単位発想で集団に関わるということを排除しない。集団の問題を考えると、個人の次元も含めて考えることが大事なときはある⁵⁾。

このようにいくらでも議論は深められる。一般的論理次元では言葉のすれ違いもよく生じる。だからこそ、簡単に「次元が違う」という言い方でシングル単位論を批判していると思うような切り捨て方をやめていただきたいと思う。具体的な事例を念頭に、意識改革や制度改革を述べているのであるから、私が「欠落者となっている」という意味をストレートに受け取っていただきたい。すなわち、上述したように、私は家族単位である限り、結婚していない者が半人前扱い（かわいそうと同情）されたり、女性が低賃金であったり、高齢者や子どもが福祉において一人前（尊厳ある、自己決定する主体）扱いされないということを問題としているのである。氏にそこが伝わっているのだろうか。

4) 拙著 [2003a]『スピリチュアル・シングル宣言』4章の「プレ自律段階」の問題の項目を参照のこと。

5) たとえば、夫婦は一心同体で当然という家族単位の発想の人は、だからパートナーの持ち物を見てもよいとか、相手の行動を監視しても、束縛してもよい、他の人を好きになってはいけない、嫉妬するのは当然の権利だ、と考えがちである。そうしたことが夫婦関係の問題をもたらしていることがある。ここでは夫婦の次元と、個人の次元は絡みあっている。

次に、望月氏は、私が拙著で結婚概念を集合論を用いて論じている部分に対し批判している。私がそこでいいたかったことは、「結婚することで得られるいい部分」と思われることは、実は結婚しなくても得られることなのではないか（たとえば同棲関係でも好きな人と楽しく暮らせる）、それに対し結婚することで生じる抑圧・干渉などのマイナスや、結婚制度が持つ結婚関係以外への差別の側面があるので、結婚制度自体を批判的に捉えるべきだというものであった。確かに分かりにくい説明で図も不十分であったと思うが、この私の主張のどこに望月氏が論理的批判を提起しておられるのか、揚げ足をとるのでなく、そういう前向きの積極的主張として展開していただきたいと感じた。

二分法批判の理解と「シングル」概念について

次に、氏は、私の「家族単位というのは異なった2者が相補的に結合するというもので、性別分業の強制が構造化されている」という男女二分法発想自体への批判をとりあげ、これには問題があるという。すなわち「男女という性の二分法が問題なのか、二分法的発想そのものが問題なのかは明確ではない」とし、まず前者なら現実に存在する性別を無視することになると批判する。

だが、現実に存在するのは、「男」といっても10人10色の多様な人間である。身体的には男性範疇だが、性自認は女性というトランスジェンダーの人もいる。その人は男女二分法ではどちらに入るのか。そのとき、二分法は現実に対応していない。したがって「現実に存在する性別を無視」しているのは望月氏の方である。男女二分法自体を批判的に捉えることはジェンダー論テキストの最初の一步であるが、氏はそれをどう学ばれた上で発言されているのか、よくわからない。

次に、私（伊田）は男ジェンダー／女ジェンダーから離脱しようとする主体を「シングル」と定義したが、それに対し望月氏は、それは空想の世界に他ならないと批判する。

この意見の背景にはやはり、現実には、男か女かどちらかしかいなくて、そんな空想的な「シングル」という人間などありえないという発想が氏にはあるのだろう。

それに対しては、再度、男女二分法思考に囚われるのではなく、多様性という現実を直視しようと答えたい。私は多くの現実の人間が歴史的社会的存在であるがゆえに、ジェンダーなどに囚われているということを認めている。だが、それでも人は各人、個性を持ち、一人として同じ人間はいない。したがって、フェミニズム思想などに触れ、自分にまわりついているジェンダーを脱ぎ捨てて、自由な人間になろうと希求する主体というものは十分考えられる。そういう人を目指したいと思う。そういう人

が増えてほしいと思う。その意味で概念的に成立するし、また制度的にはそういう発想で制度変革を個単位のものに変えていける。そういうものが「シングル」概念なので、それを適切に理解していただければ、上記のような批判が的外れであることが分かっていただけであろう。

また多様性で人間をみる（ n 個の性でみる）限り、その多様性を構成する各個人としての「シングル」が、十分現実的な概念として成り立ちうるということもできよう。黒人、白人、日本人、アメリカ人という区別があろうと、人間という抽象概念が成り立ちうるように、様々な人間がいようと、それが様々であるからこそ、その共通項は固定的な性（ジェンダー）による規定ではない、「シングル」という抽象主体を考えられるのである。

その上に、時にはそのシングルにジェンダー秩序を意識的に破壊していこうとする要素を付け加えて、未来社会の担い手としての主体をイメージするときもある。そうした人に皆がすぐになるとは考えていないが、現時点においても、ジェンダーの束縛から離れようと志向し、自分らしく、自分の〈たましい〉に照らし合わせて生きたいとする人は増えている。

つまり私は、「シングル」という概念にも多重の意味を与えている。ときには未来社会を担うジェンダーフリーな主体であり、ときには、現存の制度改革における個人単位化という意味での「個人」であり、ときには豊かな多様性概念を意識して、各人をその属性でみるのではなく、〈たましい〉でみるような、そうしたその人そのものの大事なところを見たときの間人像という意味である⁶⁾。いずれにせよ、望月氏が空想的だと一蹴できるようなものではない。

次に望月氏は「後者（二分法的発想そのものが問題というもの：筆者注）だとすれば、伊田の論理展開には至るところに二分法的発想がみられ」るので「自己矛盾」だと批判する。

だがこれも、的外れである。私の記述になんら自己矛盾はないのに、望月氏はご自分の無理解／誤読をベースに、空想的な矛盾を発見しているにすぎない。私の議論に限らず、ジェンダー論は、「作られた性」を絶対不変的なものと認めず、その可変性を認める。目指すものもジェンダーに囚われない自由な主体（私のいうシングル）である。しかしそうした議論を展開するとき、既存の意識、既存の分類、既存の概念を使って説明していく。「男性は」とか、「女性は」とかいうからといって、本質主義的

6) 〈たましい〉概念やそれにもとづく多様性を支える、スピリチュアルなシングルの概念については、拙著 [2003a]『スピリチュアル・シングル宣言』を参照のこと。

に男女二分法を捉えているわけではない。したがって厳密には「いわゆる男性は」とか「自分で男性と思っている人は」とか「男ジェンダーを内面化している人は」とか、「あなたが男性と思っている人たちは」といったような表現が必要であるときも多いのであるが、そうすると煩雑になるために、わかりやすく「男性／女性」という二分法を記述上用いているだけである。

望月氏は、これら批判で何をいいたいのか。私のシングル単位論の一番いい文脈を読み取った上で、本質的に重要な批判をしていただければと思う。つまり、私のいいたいことは、望月氏の言葉を借りれば「男女という性の二分法」も「二分法的発想そのもの」も問題と捉え、「シングル」を単位とする方向を希求しようとしている。望月氏がこれに批判するということは、現状の男女性別二分法、性別役割、家族単位、結婚制度をすべてそのまま維持すればいいという極端な立場をとられるということなのか。そうでないなら、どこをどう変えていこうとされるのか。そこが見えない。みえないまま、新しいシングル単位という発想を否定し、結婚制度維持を言われるのは、私には理解しかねる。

結婚が強制されているという意味

次に、氏は、私（伊田）が「家族単位の発想は、結婚が必然視、幸福視される」と述べていることに対し、「結婚生活がそれほど単純なものではないことはあらためていうまでもない」という批判をされる。

だがこの批判は意味不明である。誰のどのような議論が単純なのか。結婚していないものに「結婚まだ?」「老後どうするの」という言葉があちらこちらで日々浴びせられている。その具体的事実を念頭に私が上記のことを言っていることを、まず望月氏は理解していない。推測するに、幸福とはそんな単純なものじゃないといたいのだろうが、ここでは幸福とは何かを主に論じているわけではないので、私の言葉の意味を真っ直ぐに受け止めれば、不要な批判と分かるはずである。

氏の続く「結婚制度の存在は結婚を強制するというものでもない」、「一般に結婚している人たちはけっして強制されて結婚しているとは意識していないのが普通である」という批判は、望月氏がいかにシングル単位論を理解せずに、常識レベルで批判を展開しているかを示しているように思われ、残念である。シングル単位論は、「結婚強制」を、小学生が理解するような「刃物で脅して無理やり結婚させる」というような意味で用いているのではもちろんない。皆が、人は愛し合って結婚するのが当然であり、それが幸せだといった価値観を内面化し、メディアがそうした意識を煽り、制度がそれを支え再生産するように婚姻制度に入ったものを優遇し、それ以外を不利にし

ているという構造的な誘導の全体を事実上の強制と捉えているのである。このような初歩レベルの説明をせねばならないのは、氏が拙著の説明を読んでいないためとしか思われぬ。

強制でないようにするには、多様な生き方に中立（ニュートラル）な制度の設計が必要であるというのが、そもそものシングル単位論の主張であり、そのためには社会の単位を個人にすべきだと展開したのであった。幸い時代は少しずつその主張の意味を認め始め、男女共同参画が公式的に追求されている今日では、少なくともタテマエ上では、「多様な生き方に中立な制度設計」ということはしばしば語られるようになってきている。望月氏は、法律婚をしなくても損をしない仕組みを作るということに反対されるのであろうか。多くの人が無意識に（得するように）結婚制度に入っている、その強制構造を再生産している現在において、氏があえて「強制ではない」ということは、その差別構造の維持に加担する役割を担っていることになるというご自分の客観的位置を自覚されているのであろうか。

「結婚の存在そのものを否定する」必要があるかどうかを議論しようとしているときに、「とにかく結婚はまず認める」という結論を先にもってこられても困る。多様性にニュートラルなシステムに変えていくことは、私の理解では、結婚制度の特権の廃止、したがって事実上の結婚制度の解体に繋がるのであるが、先に結婚制度擁護から話を始められては、そうした論理的な議論や具体的な「生き方に中立な制度改革」の検討が排除されてしまう。

「強制なんてしていないよ」「結婚したから得なことなどあるの?」というような、多数派の特権（強制）への無自覚さこそが、多数派の鈍感さであり、それこそが差別構造の一部なのである。少数派は、多数派のそうした鈍感さに日々傷ついているのである。繰り返しになるが、たとえば同性愛者の権利を擁護する法律・制度をつくってから発言するならまだしも、それをせず同性愛者差別を残したまま、結婚制度が存在してもいい、強制などはないというのは、多数派の無知ゆえの暴力というしかない⁷⁾。

7) 異性愛届出結婚、とくにその中の片働きカップルを優遇し、それ以外を不利益に扱っている事は拙著 [1998] などで示してきたが、とくに同性愛カップルについての不利益については、にじ編集部 [2003] 「公正証書こうすればできる：同性パートナーシップ保障への道」が具体事例を示していてわかりやすい。そこでは、1つの銀行口座でキャッシュカードを2枚作ろうとしてもだめなこと（親子や夫婦なら可能）、厚生年金（共済組合）や会社の結婚祝い金をもらえないこと、パートナーの親の葬式出席に際して「肉親の忌引き休暇制度」が使えないこと、生命保険の受取人を同性パートナーにできないこと、公営住宅では同性2人での申し込みを想定していないと拒否されること、マンションを買うとき住宅金融公庫や銀行では同性カップル2人でローンを組むことができないこと、失業した相手を自分の扶養家族にできないこと（扶

ところが望月氏はこの点を理解しないばかりか、「結婚制度の存在が結婚の強制と受け止められるのは、そこにルール違反をしているという『うしろめたさ』があるからであろう」というような、またまたとんちんかんで意味不明な分析をされる。

もし、あるXさんが「結婚していない私は一人前ではなく、親にも申し訳ない」というような「うしろめたさ」を感じているとしたら、それはXさんが悪いのではなく、そのように自己否定的に思わせる社会制度と風潮（常識）が悪いのである。そう考えて、一人が基本だよ、自分の幸せは誰かに所有してもらうこと（どこかに所属すること）といった受身で決まるのではなく、自分で決めることだよと提起するのがシングル単位論である。

ところが氏は、そのように社会の強制構造（常識）の方を変えようとせず、むしろ既存ルール（結婚するのがあたりまえ）を前提に、結婚していないのは「ルール違反」しているだろう、それに対して「うしろめたい」のだろう、だから「結婚は強制されている」というわけのわからない無用な反発（負け惜しみ）をしているのだろう、と推測し、上からの視線で同情している。これは自分の「結婚制度は必要で正しい」という価値観を基礎にした、全く自己中心的な「分析」ではないか。結婚制度が強制の性質をもっていると批判する私は、何も自分の非婚的な生き方に「うしろめたさ」を感じていない。その意味を真摯に受け止めていただきたい。

おわりに

私は、結婚・夫婦という幻想の力を認めている。一生の愛を誓い合うという行為の中には、ときには美しい、崇高なエネルギーが流れていることを認めている。それでも、結婚制度を検討し、差別構造を変えていく具体策が必要だと思っている。そういう水準でシングル単位論を理解していただきたいと思う。

入り口の手前で、相手にレッテルをはって、最初からいっしょに建物に入ることを拒絶するのでなく、相手が何を言いたいのか、深いところで受信して交流したいと思う。その意味で、今回の批判的検討は不十分である。望月氏の私への態度や論理に対してはもっと本質的な理解をと訴えたが、もっと説得的に書くには、逆に私のほうが

養家族は6親等以内の血族、3親等以内の婚姻に限り、異性カップルでも事実婚ではダメ）、したがって税金上の控除を受けられないこと、健康保険も年金も同性パートナーを扶養家族とみなして入れることはできないので、それぞれ個人で加入して保険料を支払わねばならないこと、病院での面会で家族扱いしてもらいにくいこと、パートナーがなくなったとき喪主になれないこと、結婚届に代わる、同性パートナーシップを保障するための、医療や財産に関する「相互委任契約」を公正証書で作ろうとしても、ある公証人から「作っても役に立たないかもしれない公正証書は作れない」と断わられたこと、などが示されている。

ら望月氏がこだわろうとしておられる点への丁寧な付き合いや共感があると思う。それが今回は時間の関係で書けなかった。ただ、それをした上でも、今回の批判は有効だと考えている。

最後に、まとめとして、シングル単位論と家族（結婚）の関係を整理しておこう。それによって少しでも誤解に基づく無用な批判を少なくし、ともに社会をよくしていく議論がすすむと思うからである。

まず、家族単位／シングル単位という概念は、理論次元における論理的に徹底した、考えるモノサシ、すなわち現実から抽出した理念型である。それはけっして家族が大事か、個人が大事か、どちらを優先すべきかという議論を代表しているのではない。すなわち、シングル単位論は、家族を軽視したり破壊して、連帯／支えあい／家族愛などを考えない勝手な個人を創出しようとする論ではない。家族単位というとき、それは家族を大事にしている考えというわけではない。「家族 v s . 個人」ではなく、「家族単位 v s . シングル単位」なのである。「単位」がついている意味をよく理解していただきたい。

家族の実態次元では、家族単位発想ゆえに、一体を押し付ける過干渉家族や抑圧家族がある一方で、家族単位発想であるがゆえに、団結したり助け合ったりする、仲の良い家族もある。またシングル単位発想の上での仲のよい家族もある。また家族内の各人が他者に無関心で、自己中心的なバラバラの家族もある。

シングル単位論は、それを認めた上でのかなり複雑な主張を行っているので、よく誤解されるが、分かりやすく単純にいうなら、家族の全面否定ではなく、家族重視と個人重視の両方のいいところを大事にし、マイナスを減らすバランスを追求する論である。狭い従来の家族愛を超えて、人と人が繋がるエネルギーの美しさを求めており、そのときの出発点を「シングル」としている。ただそのとき、原理的には、多様性を認めるには単位は個人にするしかないので、「家族単位と個人単位の両立・両方尊重というのは間違いで、個人の尊重をベースにした人間関係を」と述べてきたのである。社会の単位を「家族」におく限り、「個」は単位とならず、差別は存続する。

したがって現実提案は、シングル単位をベースにしたスピリチュアルなつながり（の家族／恋人）が一番いいバランスなのではないかというものである。厳密にはそうした将来の新しい質のつながりは、従来の「家族」「恋愛」の論理を大きく覆す（破壊／変革する）ので、事実上、脱家族・脱恋愛とも言えるのである。

文 献

望月嵩[2003]「結婚をどうとらえるか」『家族社会学研究』vol. 14. no 2

伊田広行[1998]『シングル単位の恋愛・家族論』世界思想社

———[2003a]『スピリチュアル・シングル宣言』明石書店

———[2003b]『シングル化する日本』洋泉社新書

にじ編集部[2003]「公正証書こうすればできる：同性パートナーシップ保障への道」『にじ』第6号